

I 組織点検シート

(公益法人[新公益法人会計基準適用法人]用)

担当者氏名	坂本 純一	内線	6931
-------	-------	----	------

法人名: 公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター

1 法人の概要

代表者職・氏名	理事長 福田 勝之	県担当課	警察本部刑事部組織犯罪対策課	
所在地	新潟市中央区東出来島11番16号 新潟県自動車会館1階	HPアドレス	http://www.boutui-niigata.or.jp	
基本財産	502,600 千円	設立年月日	平成4年7月31日	
主な出捐者	順位	出捐団体名	出捐額(千円)	出捐比率
	1	新潟県	450,000 千円	89.5 %
	2	市町村	50,000 千円	10.0 %
	3	民間	2,600 千円	0.5 %
	4		千円	%
その他		千円	%	
県の出捐額に係る評価額	472,974 千円			
設立目的	暴力団員による不当な行為を予防するための広報事業、暴力団員による不当な行為についての相談事業、暴力団員による不当な行為の被害者に対する救援事業等を行うことにより、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済を図り、もって安全で住み良い新潟県づくりに寄与することを目的とする。			
設立(出捐)の経緯及び経過	平成4年「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(暴力団対策法)施行により、平成4年7月31日設立。同法第32条の3に基づき、同年9月16日、県公安委員会から、県暴力追放運動推進センターとして指定を受ける。平成22年7月1日、公益財団法人に移行。			

2 役員数

(単位:人)

	理事			評議員			監事			計		
	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7
常勤役員	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
うち県職員OB	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1
非常勤役員	7	7	7	8	8	8	2	2	2	17	17	17
うち県職員OB	0	0	0	4	4	4	0	0	0	4	4	4
うち県職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	8	8	8	8	8	2	2	2	18	18	18

(各年度7月1日現在)

3 職員数

(単位:人)

		R5	R6	R7
職員兼務役員	常勤(フルタイム)	0	0	0
	うち県OB	0	0	0
	非常勤(短時間労働)	0	0	0
	うち県OB	0	0	0
	小計①	0	0	0
正職員	常勤(フルタイム)	3	3	3
	うち県OB	2	2	2
	非常勤(短時間労働)	0	0	0
	うち県OB	0	0	0
小計②	3	3	3	

※職員数に派遣労働者は含まない。

(単位:人)

		R5	R6	R7
正職員以外	常勤(フルタイム)	0	0	0
	うち県OB	0	0	0
	うち県職員(派遣)	0	0	0
	非常勤(短時間労働)	0	0	0
	うち県OB	0	0	0
	うち県職員(職専免)	0	0	0
小計③	0	0	0	
合計(①+②+③)	3	3	3	
常勤(フルタイム)	3	3	3	
非常勤(短時間労働)	0	0	0	

(各年度7月1日現在)

4 県職員比率等

(単位: %、金額単位: 千円)

		R4年度	R5年度	R6年度	前年度比増減	分析・評価
役員	県職員役員比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	県OB役員比率に変動はなく、県職員役員はいない。 令和4年度、65歳以上の常勤役員に対して報酬削減を実施した。令和5年度は役員交代により役員年齢が65歳未満となったため、以降、削減前の水準に戻している。
	県OB役員比率	27.8%	27.8%	27.8%	0.0	
	常勤役員平均年収	2,664	4,311	4,311	0	
職員	県派遣職員比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	県OB職員は、暴力団対策の専門知識を有する警察OBであり、暴力追放相談委員として勤務している。 暴力団対策法において、暴追センターが行う相談業務について、当該専門知識を有する者を相談委員に充てることが規定されていること等から、現在の配置人数は、必要最低限の適正なものと認められる。 県OB職員比率は、適正な比率であると認められる。正職員の平均年収は、65歳以上の報酬削減により変動があるものの、大きな変動ではなく、暴追センターの規定に基づいた適正額と認められる。
	県OB職員比率	66.7%	66.7%	66.7%	0.0	
	正職員平均年収	3,065	3,200	3,205	5	

※常勤役員平均年収は、役員報酬のほか、常勤役員で職員(事務局長等)を兼ねる者に対する職員分の給与等を含む。

II 財務点検シート

(公益法人[新公益法人会計基準適用法人]用)

法人名: **公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター**

1 決算の推移 (決算日:3月31日)

(単位:千円)

区分		R4年度	R5年度	R6年度	前年度比増減	分析・評価
正味財産増減の部	経常収益	24,569	24,527	24,804	277	経常収益の増加は、賛助会員の減少による会費収入の減少額を事業収益(広告収入)や寄附金収入の増加額が上回ったことが主な要因である。
	基本財産運用益	5,901	5,901	5,901	0	
	特定資産運用益	0	0	0	0	
	受取会費	7,655	7,700	7,580	▲120	
	事業収益	2,475	2,351	2,376	25	
	受取補助金等	7,293	7,293	7,293	0	
	その他経常収益	1,245	1,282	1,654	372	
	一般経常費用	22,777	25,480	26,455	975	経常費用の増加は、隔年開催となった「暴力団等追放・銃器薬物根絶県民大会」の開催に伴う印刷製本費や賃借料の増加による事業費の増加が主な要因である。
	事業費	16,594	18,911	19,820	909	
	(うち人件費)	9,352	11,357	11,359	2	
	管理費	6,183	6,569	6,635	66	
	(うち人件費)	4,408	4,806	4,805	▲1	
	評価損益等	0	0	0	0	当期経常増減額の大幅な減少は、経常費用の増加額が経常収益を大幅に上回ったことが要因である。
	当期経常増減額	1,792	▲953	▲1,651	▲698	
	経常外収益	295	0	0	0	経常外収益の減少については、令和4年度に年計上していた情報照会用パソコンの受贈が本年度も行われず、他計上する収益がなかったことが要因である。
	経常外費用	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	295	0	0	0	一般正味財産の大幅な減少は、上記当期経常増減額の大幅な減少が主な要因である。 指定正味財産の減少は、保有する国債の時価評価額の低下が主な要因であり、適正な財産変動と認められる。
	当期一般正味財産増減額	2,087	▲953	▲1,651	▲698	
一般正味財産期首残高	19,942	22,029	21,076	▲953		
一般正味財産期末残高	22,029	21,076	19,426	▲1,650		
指定正味財産	▲23,602	▲21,080	▲37,242	▲16,162		
指定正味財産期首残高	539,859	516,257	495,177	▲21,080		
指定正味財産期末残高	516,257	495,177	457,935	▲37,242		
正味財産期末残高	538,286	516,253	477,361	▲38,892		
貸借対照表	資産の部	543,738	521,967	482,912	▲39,055	流動資産の増加は、これまで現金預金からの積み立てを行ってきた給与積立資金を終了したことが主な要因であり、適正な資産変動と認められる。 固定資産の減少は、保有する国債の時価評価額の低下が主な要因であり、適正な財産変動と認められる。
	流動資産	13,510	14,551	15,428	877	
	固定資産	530,228	507,416	467,484	▲39,932	
	基本財産	512,257	491,177	453,935	▲37,242	
	特定資産	15,613	14,413	12,213	▲2,200	
	その他固定資産	2,358	1,826	1,336	▲490	
	資産合計	543,738	521,967	482,912	▲39,055	流動負債の減少は、社会保険料等口座振替にかかる未払金と預り金の関係のみであるため特に問題は無い。 流動負債の減少額は、昨年度末は休日をもたがず、口座振替手続きが「年度またぎ」とならなかったことが主な要因である。 固定負債は、住民平穏維持資金として確保している資産で増減はない。 正味財産及び負債共に適正額と認められる。
	負債の部	5,452	5,714	5,552	▲162	
	流動負債	452	714	552	▲162	
	短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	5,000	5,000	5,000	0	
	長期借入金	0	0	0	0	
正味財産の部	538,286	516,253	477,361	▲38,892		
一般正味財産	22,029	21,076	19,426	▲1,650		
指定正味財産	516,257	495,177	457,935	▲37,242		
負債・正味財産合計	543,738	521,967	482,913	▲39,054		

2 負債の部のうち県の支援状況

	R4年度	R5年度	R6年度	前年度比増減	分析・評価
貸付金残高	0	0	0	0	貸付金等に該当事項なし
債務保証残高	0	0	0	0	
損失補償契約に係る債務残高	0	0	0	0	

3 県の財政支出状況

	R4年度	R5年度	R6年度	前年度比増減	分析・評価
補助金	7,293	7,293	7,293	0	補助金は、令和2年度に10%の縮減となって以降、縮減は見送られている。 委託料(不当要求防止責任者講習)は、令和2、3年度に2年続けて約10%の縮減が行われており、令和4年度以降は縮減が見送られている。
負担金	0	0	0	0	
貸付金	0	0	0	0	
委託料	2,166	2,166	2,166	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他県支出	0	0	0	0	

4 主要経営指標

主要経営指標	R4年度	R5年度	R6年度	前年度比増減	分析・評価
実質自己資本比率 ※1	99.0%	98.9%	98.9%	0.0	不良資産及び短期・長期借入金はなく、実質自己資本比率(極めて100%に近い数値)及び実質流動比率(100%以上)は高水準を保っていることから、財務の安全性は高いものと認められる。 なお、実質流動比率の増加は、流動資産からの給与積立資金の積み立てが終了し、流動負債額が減少したことが要因である。 人件費比率及び補助金等依存率の微減は、事業収益の増加による総収入の増加が主な要因である。
実質流動比率 ※2	2988.5%	2037.3%	2794.9%	757.6	
借入金依存率 長短借入金/資産	0.0%	0.0%	0.0%	0.0	
人件費比率 人件費/総収入	56.0%	65.9%	65.2%	▲ 0.7	
補助金等依存率 県財政支出/総収入	38.5%	38.6%	38.1%	▲ 0.5	

※1 (正味財産の部-不良資産等)/(総資産-不良資産等)

※2 (流動資産-不良債権等)/流動負債

5 決算情報等の開示状況

開示状況		開示方法	担当部局の評価
○	積極的に開示している	ホームページ及び事務室内備え付け文書にて開示	ホームページを開設するとともに、事業内容及び決算情報を掲載して、積極的に情報開示している。
	開示していない		

Ⅲ 事業点検シート

(公益法人[新公益法人会計基準適用法人]用)

法人名: **公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター**

1 政策目標(県)

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(以下「暴対法」という。)で規定する暴力団排除にかかる各事業の推進及び財政基盤の確保

【参考】県の政策目標に係る成果指標 ※ 法人業務に限らず各種県施策等も含めた総合的な成果指標

指標を掲げる計画等の名称	成果指標(達成目標)	目標値(R7年度)	最新値(R6年度)
不当要求防止責任者講習	長期未受講者に対する確実な講習受講の促進及び適正な会場選定等により受講定員の確保を推進し、受講率(講習案内を出した者のうち、出席した者の割合)を向上させる。	50.0%	41.3%
不当要求防止責任者講習	刻々と変化する暴力団情勢に応じた実践的かつ魅力的な講習の実施により、不当要求防止対応要領の習熟度(出席者へのアンケートで「習得し自信が」と回答を得た割合)を向上させる。	80.0%	90.6%

2 政策目標達成に向けた県と法人の役割分担

県の役割		法人に期待する役割
暴力追放運動推進センターが行う各事業のバックアップ		定款で規定する各事業(暴力相談事業及び不当要求防止責任者講習事業など)
法人に委ねる理由		説明
<input type="checkbox"/>	県が直接実施するよりも効果的・効率的に事業実施可能	暴対法に基づき、県公安委員会から都道府県に一に限って暴力追放運動推進センターとして指定された団体で、同法が担う事業を実施できる唯一の法人であることから、民間事業者や市町村等の行政が直接実施すべき事業とは認められない。
<input checked="" type="checkbox"/>	県が直接事業実施することが困難	
<input type="checkbox"/>	その他	

3 主な事業の実施状況

事業名	事業概要	事業費(千円)	主な実績(アウトプット)	事業の評価、今後の方向性
1 広報啓発事業	県民に暴力団排除意識の高揚と定着を図ることを目的とした機関誌の発行、イベントの開催及びその他の広報事業	3,624	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌「暴追にいがた」の発行(年2回、各1万部) ・JR新潟駅構内における液晶パネル利用広告(デジタルサイネージ)による広報 ・暴力団等追放・銃器薬物根絶県民大会の開催 	<p>機関誌「暴追にいがた」は、例年どおり年2回発行され、暴力団情勢や不当要求への対応要領等が分かりやすく記載されていることから、発行の目的を十分に果たしていると認められる。今後も、暴力団情勢に応じたタイムリーな内容を盛り込む等、更なる内容の充実を求める。</p> <p>令和5年度より広報活動として、駅舎改築が進んでいるJR新潟駅構内において液晶パネル利用広告(デジタルサイネージ)による広報を行っており、昨年度に続き継続実施している。</p> <p>2年ぶりに「暴力団等追放・銃器薬物根絶大会」を開催し、県民の暴排意識の高揚及び定着に大きく寄与したものと認められる。</p> <p>限られた予算での事業実施のため、事業内容の見直しや低予算での効果的な事業の推進に努めることを求める。</p>

2	相談、助言事業	暴力団員による不当な行為の被害者等からの相談及び相談に対する助言 少年からの相談及び相談に対する助言 暴力団離脱希望者からの相談及び相談に対する助言 研修会等への講師の派遣	37 (講師派遣時の交通費のみ計上。本事業については、暴力相談委員(職員)の人員費及び配布資料の作成費等も含まれるが、個別に算出することは不可能である。)	相談件数は面接、電話及び文書により、123件(前年+24件)を受理し、助言指導を実施。このうち、暴力団離脱希望者からの相談3件、民事訴訟等に関する相談1件、不法行為に関する相談2件であり、暴力団該当性に関する相談以外の相談は、29件(前年+12件)であった。講習会への講師派遣は、県内の各企業、行政機関及び刑務所等からの依頼により、延べ8回(前年-5回)講師を派遣した。	相談件数及び暴力団該当性に関する相談以外の相談件数はいずれも増加しており、今後更なる相談、助言活動に関する広報活動の必要性が認められる。必要に応じた警察又は弁護士への引継ぎ等適切な助言・指導等の対応が取られていることから、今後も誤りのない適切な業務推進を求める。研修会等への講師派遣は、昨年度より大幅に減少しているため、暴排意識の高揚と定着及び不当要求の対応要領等の周知等のため、適時適切な広報活動の実施等による可能な限りの講師派遣に努めることを求める。
3	講習、研修事業	不当要求防止責任者講習	2,166	県内28箇所、1,233人(前年-103人)の受講者に対して実施した。	受講者数は前年より減少しており、また、年々減少傾向にあることから、今後は受講状況及び社会情勢の変化に対応した対策を講ずると共に、対象者に対する広報啓発を強化するなどして、受講数及び受講率の向上に努めることを求める。

4 県が期待する効果の実現

評価結果	評価理由
十分実現している	
○ 概ね実現しているが未実現の部分がある	広報啓発事業については、理解し易い実践的な内容の機関誌の発行や「暴力団等追放・銃器薬物根絶県民大会」の定期的な開催等により、県民の暴排意識の高揚や定着に寄与しているものと認められる。
実現出来ていない	相談、助言事業については、相談件数及び暴力団該当性に関する相談以外の相談件数はいずれも増加しており、各相談に対して適切な助言指導が行われているものと認められる。また、研修会等への講師派遣については、前年よりも減少していることから、受講状況や社会情勢の変化に対応した対策を講ずる必要がある。 講習、研修事業については、定期講習の受講者が前年よりも大きく減少している影響で受講者総数も前年より減少している。受講者が多い大都市部において、長期未受講者への受講促進等により受講率を向上させる必要がある。また、習熟度については、目標が達成されたことから、暴力団情勢に応じた実践的かつ魅力的な講習が実施されている証であると認められる。 現在の暴力団情勢は、引き続き、組織の改編が目まぐるしく行われ、県外では対立抗争と認められる事件が頻発しており、その余波が県内に波及する可能性も否定できないことから、暴追センターの事業の必要性及び県民からの期待は非常に大きくなっていると認められる。 暴追センターの事業が、暴力団からの被害の防止、暴力団員の離脱、暴力団排除及び暴力団員の検挙等に繋がり、暴力団の弱体化に貢献していることは、県内の暴力団勢力が衰退していること等からも明らかであり、県民の期待を実現しているものと認められる。 暴追センターの事業の性質上、間接的な関与であることが多く、目に見える数値として効果を示すことは非常に困難である(例えば、相談件数については、究極の目標は0件となるが、減少を目標とすれば事業の形骸化に繋がり、逆に増加を目標とすれば事業の目的に逆行する。)ことから、明確な目標設定が可能な指標のみ目標を設定した。

県が期待する役割	効果測定指標		R4	R5	R6
暴排意識の高揚、暴力団被害の予防、離脱支援	機関誌の発行回数(回)	目標	2	2	2
		実績	2	2	2
暴排意識の高揚、暴力団被害の予防、離脱支援	暴排に関する講演回数(回)(受講者数(人))	目標	—	—	—
		実績	10(371)	13(435)	8(307)
相談に対する助言	相談受理総数(件)	目標	—	—	—
		実績	109	99	123
相談に対する助言	暴力団該当性に関する相談以外の相談件数(件)	目標	—	—	—
		実績	27	17	29
不当要求による被害防止	不当要求防止責任者講習受講者数(人)	目標	—	—	—
		実績	1,413	1,336	1,233
不当要求による被害防止	不当要求防止責任者講習対象者に対する講習受講者割合【受講率】(%)	目標	50.0%	50.0%	50.0%
		実績	40.7%	38.4%	41.3%
不当要求対応要領の習熟	講習アンケート結果(習熟度3段階のうち2以上の割合:%)	目標	80.0%	80.0%	80.0%
		実績	81.7%	86.4%	90.6%
<p>≪指標の選定理由、目標値の設定根拠、当該指標と県の政策目標(成果指標)との関係性≫</p> <p>1 機関誌の発行回数 前記のとおり、機関誌「暴迫にいがた」は、暴排意識の高揚と定着に加え、暴力団からの被害の防止に寄与していると認められるものであり、不当要求防止責任者講習において、講習内容の習熟度向上のための資料として受講者に対して配布されているものである。編集作業の困難性及び予算等の状況から、現状では年2回の発行が精一杯の状況であることから、年2回の発行を目標値とした。</p> <p>2 暴排に関する講演回数 不当要求防止責任者講習の講習内容は、不当要求防止責任者のみが習熟していれば良いものではなく、各行政機関及び事業所における講演の対象となる責任者以外の職員が習熟することが必要不可欠である。刑務所等の矯正施設における講演は、離脱希望者に対する支援活動として有意義なものとなっている。</p> <p>3 相談受理総数及び暴力団該当性に関する相談以外の相談件数 相談受理総数は、前記のとおり、究極の目標は0件という性質の数値ではあるが、相談受理総数は、各行政機関及び事業所等の暴排意識の高揚と定着の状況を見る1つの指標となる。 暴力団該当性に関する相談以外の相談数は、不当要求防止責任者講習の講習内容(不当要求防止を受けた場合の暴迫センター等への早期相談等)等の浸透状況を計る1つの指標となる。</p> <p>4 不当要求防止責任者講習受講者数及び同講習対象者に対する講習受講者割合(受講率) 各不当要求防止責任者の適切な時期(選任時講習は選任から1年以内、定期講習はおおむね3年ごとに1回)における受講状況を計る指標となる。 受講率の究極の目標は100%であるが、過去の受講状況等を勘案し、50%を目標値とした。</p> <p>5 講習アンケート結果 不当要求防止責任者講習の講習内容の習熟度を測る指標となる。 究極の目標は、100%であるが、過去の結果等を勘案し、80%を目標値とした。</p>					

IV 県支出金整理シート(該当ある法人のみ作成)

法人名: 公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター

1 委託料

(単位:千円)

	事業名	委託内容	根拠法令	委託形態 (入札or随契)	随意契約で委託している理由(具体的に記載)	委託料決算額[下段:再委託の額]					担当課名		
						R4	R5	R6	うち県派遣 職員人件費	R7(予算)		うち一般財 源	
委託料	1	不当要求防止責任者講習	その他	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(暴力団対策法)	随意契約	本講習は、暴力団対策法上、当法人以外に委託することができないことから、必然的に随意契約となる。	2,166	2,166	2,166		2,166	1,083	組織犯罪対策課
	2												
	3												
	4												
	5												
	合計						2,166	2,166	2,166	0	2,166	1,083	
合計(随意契約分のみ)						0	0	0		0	0		
管理 指 理 料 定	公の施設の名称	指定期間		事業概要		R4	R5	R6	うち県派遣 職員人件費	R7(予算)	うち一般財 源	担当課名	
		令和 年 月 日～令和 年 月 日 (年間)											

2 貸付金

(単位:千円)

	事業名	期間 (長期or短期)	償還期間(期限)	事業概要	R4	R5	R6	R7(予算)	うち一般財 源	担当課名
貸付金	1									
	2									
	合計					0	0	0	0	0

3 補助金・負担金

(単位:千円)

	事業名	性質別区分 (運営費対象or事業費対象)	根拠法令	事業概要	補助金・負担金決算額					担当課名		
					R4	R5	R6	うち県派遣 職員人件費	R7(予算)		うち一般財 源	
補助金・ 負担金	1	暴力追放運動推進センター事業費補助金	事業費対象(委託の性質)	新潟県補助金等交付規則	暴力団のいない安全で住み良い新潟県を実現するため、暴力団員による不当な行為の予防及び被害者等に対する支援に関する事業	7,293	7,293	7,293	0	7,293	7,293	組織犯罪対策課
	2											
	3											
	4											
	5											
	合計					7,293	7,293	7,293	0	7,293	7,293	

法人名: **公益財団法人 新潟県暴力追放運動推進センター**

1 法人の課題とその解決に向けた取組状況

組織の課題 (現状分析)		暴力団排除に向けた各種事業の他、暴力団から離脱した者への支援事業及び暴力団事務所撤去等に関する代理訴訟等、高度な専門知識を要する多種多様な事業を行っており、これらの事業に対応できる職員が必要不可欠であるが、専門知識を有する者は限られていることから、職員の確保が大きな課題となっている。 今後は、警察の定年延長も絡み、職員の確保が困難となる可能性が非常に高い状況であることから、長期的な視野での職員確保が継続的な課題であると認められる。
取組 組織の 課題 解決 に向けた	取組実績 (進捗状況)	令和4年度末に、役員(専務理事)及び職員(事務局長)の2名を確保したことで、今後一定期間の職員不足の懸念は解消されたが、他職員の定年年数が近づいているなど、職員確保に向けた継続的な取組が必要である。
	今後の取組	令和13年度には警察の定年が65歳まで延長となる予定であり、現状の役員及び職員の定年(役員:67歳、職員:65歳)のままでは、警察の定年退職者の採用が非常に難しい状況となることから、役員及び職員の定年延長等の雇用条件の変更を含めて長期的な視野に立った対策を実施する。 現職員の体調不良等による突然の欠員発生に備えて、元職員等の適格者に対する協力依頼等の対策を講じ、業務体制の確保に努める。
財務の課題 (現状分析)		事業資金の主な基盤となっている基本財産運用益が年々減少しており、補助金及び委託料の依存率が拡大しているが、補助金等の増額は見込めない状況であることから、現状の事業資金の基盤では、現規模での事業継続が困難となっている。
取組 財務の 課題 解決 に向けた	取組実績 (進捗状況)	自主財源である賛助会費の増額のため、各種広報啓発活動や講習会を通じて賛助会員の獲得に努め、新規17会員を獲得したが、最近の物価の高騰等の影響により、23会員が退会したことから、結果として6会員が減少した。 自主財源獲得のため、令和4年度より行っている「機関誌への企業の有料広告の掲載」により、210千円の事業収入を獲得している。 令和5年11月より、事業の活性化と財政基盤の確立に向けた寄附事業として、寄附型自動販売機設置の働きかけをあらゆる機会を通じて行い、設置事業者及び設置台数の増加に努めている。
	今後の取組	新規賛助会員の獲得に向け、各種広報啓発活動等の強化等に努める。 事業内容の見直しや事務の合理化・効率化等を推進し、支出の削減に努める。 寄附型自動販売機設置の働きかけを推進して、寄附金収入の増加に努める。
事業の課題 (現状分析)		不当要求防止責任者講習の受講者数及び受講率について、いずれもコロナウイルス感染拡大前の水準まで回復していない。(コロナウイルス感染拡大前 受講者数約1450人 受講率約48%) 受講率を感染拡大前の水準まで回復させるためには、引き続き多くの受講者を講習に参加させ続けることが必要である。
事業 向け の 課題 取組 解決	取組実績 (進捗状況)	受講者数を増加させるため、各会場毎の受講希望状況及び社会情勢等を分析し、分析に基づいた諸対策(各地区毎の開催回数の見直し、収容人数の多い会場への会場変更及び各回毎の出来る限りの定員の増加等)を継続して行っている。
	今後の取組	引き続き受講状況や社会情勢の分析による諸対策を実施すると共に、新規受講者の開拓や対象者に対する広報啓発を強化するなどして、受講者及び受講率の向上に努める。

2 県として法人に対する今後の運営指導方針

不当要求防止責任者講習、暴力団員による不当な行為の被害者からの相談業務及び暴力団組織からの離脱者への支援事業等の業務の特殊性から、一定の経験や専門知識を有する警察OB職員が不可欠であり、現体制での運営は必要最小限と認められる。

厳しい財務情勢の中、自助努力により支出を抑える工夫や努力を行いつつ多種多様な業務に対応していることも認められるが、基本財産運用益が年々減少していることに加え、更なる補助金や委託料の削減の可能性も否定できない状況であることから、新規賛助会員の獲得や寄附型自動販売機の設置による寄附金収入等の自主財源の獲得及び事業内容の見直しや事務の合理化・効率化等による更なる支出の削減に取り組んでもらいたい。暴力団関連相談については、引き続き、警察及び弁護士会との連携を密にし、人身安全を最優先とした誤りのない対応をお願いしたい。

不当要求防止責任者講習については、引き続き、習熟度の更なる向上に向けて講習内容の改善を図ると共に、受講数及び受講率の更なる向上のため、対象者に対する広報啓発の強化及び受講状況や社会情勢の変化等に応じた会場選定等の諸対策を推進してもらいたい。

【参考】令和元年度(「新潟県行財政改革行動計画」始期)以降の県関与の見直し状況

1 法人の廃止又は統合について

当該法人については、暴対法に基づいて県公安委員会から指定され、指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行う適格団体として国家公安委員会から認定された県内唯一の団体であり、事業内容からも高度な専門知識を有する職員による運営が必要であることから、廃止とした場合に業務を引き継ぐ法人は存在せず、統合可能な法人もない。

また、県内の暴力団排除意識の高揚と定着に寄与しており、暴力団に絡む事案の身近な相談場所としての役割を担っていることから、廃止すれば、警察業務の負担増加や相談されるべき暴力団関連事案の潜在化が懸念され、結果として県内の暴力団排除気運が停滞・衰退する。

2 県の出資金を引き揚げる場合の不都合について

設立当初は、出捐金の国債等運用益により法人運営の柱とする予定であったが、国債の利率が大幅に低下したことに加え、自主財源に乏しい現状から、県の出資金である補助金と不当要求防止責任者講習の委託料への依存率が拡大している状況であり、県の出資金を引き揚げれば、事業を縮小せざるを得ない状況となり、その結果、県内の暴力団排除気運が停滞・衰退し、暴力団撲滅の目標達成が困難となる。

自主財源確保のため、令和4年度より、収益事業を開始しているが、事業収入予定額は年間約300千円程度と出資金に比べて非常に少額であることから、現時点での同事業をあてにした出資金の引き揚げは適切ではない。

3 県派遣職員を引き揚げた場合の不都合

県職員の派遣はない。

不当要求防止責任者講習において警察官を応援派遣しているが、この派遣を引き揚げた場合、人員不足のため、講習開催時に他の事業が滞る等不都合が発生することとなることから、引き揚げることは適当ではない。